面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。気仙沼北インターチェンジ（仮称）から唐桑南インターチェンジ（仮称）までの区間においては、東側案、西側案（申請案）及びその中間案の３案による検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、移転対象物件数は最も多いが中間案と同程度であり、構造物延長は最も短く、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

本体事業の施行に伴う市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

3⑴で述べたように、三陸沿岸地域と仙台地域とを結ぶ高速交通ネットワークを早期に整備することにより物流の効率化等が図られ、本件地域の復興に寄与するとともに、現道は線形不良区間が存在するほか、自然災害による通行止めが行われているなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、気仙沼市長を会長とする三陸地域道路整備促進期成同盟会等より、東日本大震災からの復興に寄与することなどから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　宮城県気仙沼市役所

第６　収用又は使用の手続が保留される起業地

宮城県気仙沼市小々汐、大浦、浪板、大峠山及び東八幡前地内

宮城県気仙沼市大峠山地先国有林

○国土交通省告示第五百六十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道331号津波古地区安全対策事業（沖縄県南城市佐敷字津波古垣元原地内から同市佐敷字津波古東原地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　沖縄県南城市佐敷字津波古垣元原、字津波古真謝原、字津波古浜之端原、字津波古荒砂原及び字津波古東原地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、沖縄県南城市佐敷字津波古垣元原地内から同市佐敷字津波古東原地内までの延長887mの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道331号津波古地区安全対策事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道331号（以下「本路線」という。）は、那覇市を起点とし、豊見城市、南城市、沖縄市等の主要都市を経由し、国頭郡大宜味村に至る延長98kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、沖縄本島南東部に位置し、沿線には住宅、店舗等が存することから、地域住民の通勤、通学、買い物等の日常生活に広く利用されている。

しかしながら、現道は、歩行者及び自転車（以下「歩行者等」という。）の交通量が多いにもかかわらず、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める自転車歩行者道の幅員を満たしておらず、一部区間においては自転車歩行者道の未設置区間もあることから、歩行者等は、やむを得ず車道の通行を余儀なくされ、交通事故の危険にさらされるなど、歩行者等の安全かつ円滑な通行が確保されていない状況にある。

また、現道は２車線の道路であるが、本件区間内の交差点には右折車線が設置されておらず、右折車両が本線に滞留することにより直進車両の走行が阻害され、交通渋滞が生じている状況にある。

さらに、現道にはバス停留所が設置されているが、乗客の乗降時にはバスが本線車道部分へ停車することから、円滑な自動車交通が阻害されている状況にある。

加えて、現道は、道路構造令に定める最小曲線半径を満たさない線形不良区間が存在し、当該線形不良区間に交差点及びバス停留所があることから、視距が確保できていない状況にある。

本件事業の完成により、道路構造令に定める幅員を有した自転車歩行者道が整備され、歩行者等と自動車との交通が分離されるとともに、右折車線、バス停車帯及び線形等の良好な道路が整備され、本線交通の円滑化が図られることから、歩行者等及び自動車の安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成27年12月に同法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、建設機械の稼働にかかる騒音については法令により定められた基準を超える値が見られるものの、防音シートの設置により基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。